

平成十八年十二月五日受領
答弁第一八二号

内閣衆質一六五第一八二号

平成十八年十二月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管するワインに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管するワインに関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの帳簿は、外務省大臣官房会計課において保管している。

二について

外務省においては、お尋ねの帳簿として、物品管理簿以外に物品供用簿を備えている。

三について

物品管理簿については、分類、年月日、品名、摘要、増減及び残高が、物品供用簿については、分類、

年月日、品名、摘要及び受払状況が記載又は記録されている。

四から七までについて

お尋ねの点を確認するためには、改めて詳細な調査を要するため、お答えすることは、困難である。

八について

大臣官房会計課長の決裁によりワインが使用される。

九について

外務省としては、その保管するワインについて、その使用につき二についてで述べた帳簿に必要とされ
ている事項を記載又は記録することによりワインを適正に使用していると考えている。